日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願いします。

改正案

封印取付委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印の取付委託」という。)に関しては、同法、同法施行令及び同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)受託者 封印の取付委託を受けた者
 - (2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外 の受託者
 - (3) 乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。) のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必 要となる封印の取付委託を受けた者
 - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合
 - イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合
 - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第 1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登 録番号」という。)が変更されるもの(自動車登録令(昭 和26年政令第256号。以下「登録令」という。)第4 0条による提示をしたものを除く。)に限る。)

3

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号<u>)</u>(以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印の取付け委託」という。)に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)受託者 封印の取付け委託を受けた者
 - (2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外 の受託者
 - (3) 乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。) のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。
 - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合
 - イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合
 - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第 1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登 録番号」という。)が変更されるもの(自動車登録令(昭 和26年政令第256号)(以下「登録令」という。)第 40条による提示をしたものを除く。)に限る。)

- エ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
- オ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法 第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要となる封印の取付委託を受けた者
 - ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証<u>又は</u>保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
 - イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第 1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの (登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限 る。)
 - ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
 - エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法 第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (5)丁種受託者 行政書士法(昭和26年法律第4号)第15 条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。) であって、所属会員である行政書士(自動車登録業務に十分 精通した者)が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手 続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要 となる封印の取付委託を受けた者

- エ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
- オ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法 第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
 - ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
 - イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第 1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの (登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限 る。)
 - ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
 - エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法 第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (5)丁種受託者 行政書士法(昭和26年法律第4号)第15 条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。) であって、所属会員である行政書士(自動車登録業務に十分 精通した者)が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手 続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要 となる封印の取付け委託を受けた者

- ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証<u>又は</u>保安 基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合 (車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番 号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたも のを除く。)に限る。)
- ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
- エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法 第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付委託は、事業場毎に行う。

(二以上の運輸支局長等からの委託に係る受託者の要件)

第3条の2 施行規則第13条第3号の国土交通大臣が定める要件は、封印の取付業務を広域的かつ円滑に実施することができる体制を有することとし、当該要件に該当する者は、行政書士会であって所属会員である行政書士が第2条第5号アからエまでに掲げる場合に必要となる封印の取付委託を受けようとする者とする。

(封印取付けを行う者)

- 第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。
 - (1) 封印取付責任者

施行規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には次号に定める封印取付担当者等に適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者

(2) 封印取付担当者

- ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基 準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合 (車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番 号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたも のを除く。)に限る。)
- ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
- エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法 第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(新設)

(封印取付けを行う者)

- 第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあら かじめ選任するものとする。
 - (1) 封印取付け責任者

施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託 に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問 題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業 務を統括管理する者。

(2) 封印取付け担当者

自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け 業務を行う者

(3)巡回封印取付担当者

巡回して自動者登録番号及び車台番号の確認その他の封 印取付け業務を行う者

2 受託者は、事業場に封印取付責任者を置くとともに、封印の 取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取 付担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印 取付責任者が封印取付担当者を兼ねることができるものとす る。

(封印取付けを行う施設等)

- 第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設 は、事業場のほか以下のとおりとする。
 - (1)甲種受託者

分室

(2)乙種受託者

営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター

(3)丙種受託者

構成員である自動車販売事業者の店舗

(4)丁種受託者

所属する行政書士の事務所

2 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)及び車両法第11条第2項(登録令<u>第</u>43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。)は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第3条の保管場所をいう。)等において行うことができる。

(委託にあたっての考慮事項)

自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

(3)巡回封印取付け担当者

巡回して自動者登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

- 第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設 は、事業場のほか以下のとおりとする。
 - (1)甲種受託者

分室

(2)乙種受託者

営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター

(3)丙種受託者

構成員である自動車販売事業者の店舗

(4)丁種受託者

所属する行政書士の事務所

2 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)及び車両法第11条第2項(登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。)は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。)等において行うことができる。

第6条 <u>封印の取付委託を行うにあたっては、次の各号に掲げる</u> 事項を考慮するものとする。

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な 業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書 士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行っ た運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告され たい。

(2)前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付受託者準則)

第7条 運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。)は、別記「封印取付受託者準則」を参考にして封印取付受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付委託をしたときは、受託者に対して封印取付委託書(別記様式)を交付するものとする。

(委託の制限)

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付<u>け</u>担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2)前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け受託者準則)

第7条 運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。)は、別記「封印取付<u>け</u>受託者準則」を参考にして封印取付<u>け</u>受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付<u>け</u>委託をしたときは、受託者 に対して封印取付<u>け</u>委託書(別記様式)を交付するものとす る。

(委託の制限)

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項

(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

- 第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。
- 第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠 の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限 定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

- 第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。
- 第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠 の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限 定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲	作業者	作業範囲
		日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う 対印の取付け作業
		※1) 自動車登録業務に 十分精通した行政書士	・他工運輸支配を得事を記した。 一位、工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工

指定整備事業者(中小企業団 体の組織に関する法律(に 32年法律第185号)に 32年法律第185号)に 4で記された指定整備 4で記さ自動車業協同組合法 でのに基づきであるは、 5の組合員を含む。)

- その販売する中古自動車の 新規登録に伴う封印の取付 け作業
- ・変更登録又は移転登録(車 両法第14条第1項の規定 により当該自動車(乙種受 により当該自動車を による販売する自動車を除 く。)の登録番号が変更さ れるもの(登録令第40条 による提示をしたものを による提示をしたものを く。)に限る。)に伴う封 印の取付け作業
- ・車両法第11条第2項(登 録令第43条の規定に係る 場合を含む。)又は第4項 若しくは第6項に基づく封 印の取付け作業
- ・「自動車OSSによる変更 登録申請時の自動車検査証 等の郵送の取扱い及び自動 車登録番号標交付時期猶予 について(国自情第242 号、国自整第221号)

印の取付け作業

・「自動車OSSによる変更 登録申請時の自動車検査証等 の郵送の取扱い及び自動車登 録番号標交付時期猶予につい て(国自情第242号、国自 整第221号)」に基づく車 両法第11条第1項による封 印の取付けが必要な場合

- ・その販売する中古自動車の 新規登録に伴う封印の取付 け作業
- ・変更登録又は移転登録(車 両法第14条第1項の規定 により当該自動車(乙種受 により当該自動車(乙構成 員の販売する自動車を除 く。)の登録番号が変更 れるもの(登録令第40条 による提示をしたものを除 く。)に限る。)に伴う封 印の取付け作業
- ・車両法第11条第2項(登 録令第43条の規定に係る 場合を含む。)又は第4項 若しくは第6項に基づく封 印の取付け作業
- ・「自動車OSSによる変更 登録申請時の自動車検査証 等の郵送の取扱い及び自動 車登録番号標交付時期猶予 について(国自情第242 号、国自整第221号)」

	に基づく車両法第11条第		に基づく車両法第11条第
	1項による封印の取付けが		1項による封印の取付けが
	必要な場合		必要な場合
車体整備事業者(優良自動車	・変更登録又は移転登録(車	車体整備事業者(優良自動車	・変更登録又は移転登録(車
整備事業者認定規則(昭和2	両法第14条第1項の規定	整備事業者認定規則(昭和2	両法第14条第1項の規定
6年運輸省令第72号)別表	により当該自動車(乙種受	6年運輸省令第72号)別表	により当該自動車(乙種受
に定める車体整備作業1種又	託者及び丙種受託者の構成	に定める車体整備作業1種又	託者及び丙種受託者の構成
は2種として認定を受けた優	員の販売する自動車を除	は2種として認定を受けた優	員の販売する自動車を除
良自動車整備事業者に限	く。)の登録番号が変更さ	良自動車整備事業者に限	く。)の登録番号が変更さ
る。)	れるもの(登録令第40条	る。)	れるもの(登録令第40条
	による提示をしたものを除		による提示をしたものを除
	く。)に伴う封印の取付け		く。)に伴う封印の取付け
	作業		作業
	・車両法第11条第2項(登		・車両法第11条第2項(登
	録令第43条の規定に係る		録令第43条の規定に係る
	場合を含む。)又は第4項		場合を含む。)又は第4項
	若しくは第6項基づく封印		若しくは第6項基づく封印
	の取付け作業		の取付け作業
	・「自動車OSSによる変更		・「自動車OSSによる変更
	登録申請時の自動車検査証		登録申請時の自動車検査証
	等の郵送の取扱い及び自動		等の郵送の取扱い及び自動
	車登録番号標交付時期猶予		車登録番号標交付時期猶予
	について(国自情第242		について(国自情第242
	号、国自整第221号)」		号、国自整第221号)」
	に基づく車両法第11条第		に基づく車両法第11条第
	1項による封印の取付けが		1 項による封印の取付けが
	必要な場合		必要な場合
0 フ括巫式学は コーボーの刊信	エッナーナロフー・ソエバナフ	フ括巫乳学は コーザーの利	ケット ナロストランエンナス

- 2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある と認めるときは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会(行 政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第 1項第1号の規定により申請した自動車に限る。)に封印の取 付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。
- 2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会(行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。)に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。

- 3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある と認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、 丙種受託者の名において行わせることができる。
- 4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある と認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書 士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせる ことができる。

(封印受領証等)

- 第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付(前渡しを含む。)したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。
- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付報告書)

- 第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付状況に関し封印取付報告書を提出させるものとする。
 - ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。
- 2 提出を受けた前項の封印取付報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本通達は、今和7年10月31日から施行する。

- 3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある と認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、 丙種受託者の名において行わせることができる。
- 4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある と認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書 士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせる ことができる。

(封印受領証等)

- 第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付(前渡しを含む。)したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。
- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

- 第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付<u>け</u>状況に 関し封印取付け報告書を提出させるものとする。
 - ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。
- 2 提出を受けた前項の封印取付<u>け</u>報告書は、次年度末まで保存 しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和6年7月1日から施行する。

なお、第12条※1)「自動車登録業務に十分精通した行政書士」 については、令和6年10月1日以降は適用しない。

別記様式

Γ		封印取付委託書↩	_
	受託者の氏名又	4	1
	は名称及び住所←		
	事業場の名称及	4	1
	び所在地↩		l
	委託する業務の	4	1
	範囲↩		

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の 取付けを委託する。←

年 月 日↩

運輸支局長 印←

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合 「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両 法(昭和26年法律第185号)第11条第1項又は第2項 に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法

(経過措置)

- 第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第8条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。
- 2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、 <u>丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委</u> <u>託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第7条の規定</u> による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

		<u>封印取付け委託書</u> ↩	_
受託者の氏	名又	₽	4
は名称及で	が住所←		
事業場の名	称及	₽	4
び所在地↩			
委託する第	き務の	€3	÷
範囲↩			

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。←

平成 年 月 日↩

運輸支局長 印↩

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合 「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両 法(昭和26年法律第185号)第11条第1項又は第2項 に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法

- 第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
- 2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合「A県(A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第第4項又は第6項に係る封印の取付け」
- 3 乙種受託者の場合
 - (1)その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて 完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
 - (2)その販売する自動車について、 当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車 検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
 - (3)変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
 - (4)道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A 県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)の規定に よる封印の取付けを行う場合
 - (5)「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく道路運 送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- 4 丙種受託者の場合
 - (1)その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示 に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準 適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提 出により新規登録を受ける場合
 - (2)変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当

- 第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
- 2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合「A県 (A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第第4項又は第6項に係る封印の取付け」
- 3 乙種受託者の場合
 - (1)その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて 完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
 - (2)その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
 - (3)変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
 - (4)道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県 の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)の規定によ る封印の取付けを行う場合
 - (5)「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく道路運 送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- 4 丙種受託者の場合
 - (1)その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示 に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準 適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提 出により新規登録を受ける場合
 - (2)変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当

- 該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- (3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県 の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印 の取付けを行う場合
- (4)「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく道路運 送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- 5 丁種受託者の場合
 - (1)自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録 (道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条 第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第 40条による提示をしたものを除く。)に限る。)を受ける場合
 - (2)道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項によ る封印の取付けを行う場合

別記

封印取付受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を 行わなければならない。

(定義)

- 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付するこ

- 該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- (3)道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県 の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印 の取付けを行う場合
- (4)「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の 郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (国自情第242号、国自整第221号)」に基づく道路運 送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- 5 丁種受託者の場合
- (1)自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録 (道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条 第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第 40条による提示をしたものを除く。)に限る。)を受ける場合
- (2)道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県 <u>の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)</u>による封印 の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を 行わなければならない。

(定義)

- 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付するこ

ے ح

(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(封印受払い簿)

- 第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。
- 2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
- 3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸 支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

- 第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。 (封印取付届出書)
- 第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印

ے ح

(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(封印受払い簿)

- 第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、 封印の出納状況を明らかにしなければならない。
- 2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
- 3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸 支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付<u>け</u>届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付 け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印 受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2 通提出しなければならない。

(封印取付報告書)

- 第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付報告書(第2号様式)を提出しなければならない。
- 2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託 者は、前項の封印取付報告書を提出するときは、封印の取付<u>け</u> をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面 を添付しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

- 第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。
- 第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

- 第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付件数 及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなけ ればならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を 提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封 印取付届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文

受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2 通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

- 第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前 月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付<u>け</u>報告書 (第2号様式)を提出しなければならない。
- 2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託 者は、前項の封印取付<mark>け</mark>報告書を提出するときは、封印の取付 をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面 を添付しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

- 第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。
- 第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

- 第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付<u>け</u>件 数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わな ければならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を 提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封 印取付<mark>け</mark>届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文

書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

<u>封印取付届出書</u>← 運輸支局長 殷 年 月 日← 受託者← 下記の自動車について封印を取り付けます。 <u>事業場</u>←

↩	車台番号↩	自動車登録番号↩	↵	車台番号↩	自動車登録番号↔
1 <	←	4	↩	↩	← ←
2 €	4	4	\neg	←	← ←
3 €	₽	4	\neg	←	← ←
4 <	₽	₽	\neg	←	← ←
5 €	←	₽	\leftarrow	←	← ←
↵	4	4	\neg	←	← ←

第2号様式

	封印取付報告書↩									
運	輸支局長 殿				年	月	目↩			
	年 月分		受訊	者↩						
封印取付件数0000件 事業場							.			
	受入れ₽			払は	出し∈		+			
前月繰越ぐ		個←	取付け∉				個←			
受入れ♂		個←	不良品↩				個←			
7		(打損↩				個←			
4	4		紛失₽				個←			
4	4		₽				€'€			
4	4		残り↩				個←			
ā†₽		個←	計但				個←			

書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

<u>封印取付け届出書</u>← 運輸支局長 殷 年 月 日← 受託者← 下記の自動車について封印を取り付けます。 <u>事業場</u> ←

↩	車台番号↩	自動車登録番号↩	₽	車台番号↩	自動車登録番号
1 ↔	↩	4	↩	↩	↩
2 ↔	4	4	↩	4	₹ .
3 ↔	4	4	↩	4	₹ .
4 <	←	₽	↩	←	₹ .
5 ↔	4	₽	↩	←	₹ .
↵	₽	4	↩	4	₽ .

第2号様式

	封印]	取付	け報告書↩			
運	輸支局長 殿			年	月	日←
	年 月分		受託	¥ ←		
封印取付け	件数00000件		事業:	易		
	受入れ₽			払出し	, ←	
前月繰越		個台	取付け≓			個
受入れ↩		個台	不良品₽			個
₽		÷	打損↩			個
4	₽		紛失₽			個
4	4		4			
4	4		残り↩			個
≣ † <i>←</i>		個←	計←			個

第3号様式			第3号様式		
第3号様式↩			第3号様式↩		
		令和 年 月 日 時点			令和 年 月 日 時点。
封印取	マ付担当者及び営業所等		封印	取付 <mark>け</mark> 担当者及び営業所	折等一覧 ←
	(受託者名)	←1		(受託者名)) ←
営業所等名称↩	住 所↩		営業所等名称↩	住 所↩	
₹3	43		43	₹3	
所属↩	役職↩	氏名₽	所属↩	役職↩	氏 名↩
4	← J	43	47	4	4
営業所等名称↩	住 所↩		営業所等名称↩	住 所↩	
₽	4		₹3	4	
所属↩	役 職↩	氏 名↩	所属↩	役職←	氏 名↩
5	4	Ε,	₹3	₹3	4
営業所等名称↩	住 所↩	'	営業所等名称↩	住 所↩	
←	4		₹3	-	
所属↩	役 職↩	氏 名↩	所属↩	役 職↩	氏 名↩
←	<	<□	4	₹3	₹3
営業所等名称↩	住 所↩	'	営業所等名称↩	住 所↩	
43	43		←3	4	
所属↩	役職↩	氏 名↩	所属↩	役職↩	氏 名↩
43	43	₹3	₹	4	4
営業所等名称↩ 住 所↩		営業所等名称↩	住 所□		
43	43		kı	٦	